

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、直江津港の利用促進を図るため、コンテナ貨物利用拡大事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内航フィーダー航路 直江津港と国内の他の港湾を結び、他の港湾において外貿航路と接続する航路をいう。
- (2) 外貿定期コンテナ航路 外貿のため定期的に直江津港に寄港する航路をいう。
- (3) コンテナ貨物利用拡大事業 外貿定期コンテナ航路を利用するコンテナ貨物の輸出又は輸入(内航フィーダー航路を利用し、国内の他の港湾で積み換えて輸出又は輸入をするものを含む。以下同じ。)を拡大する事業で、一のコンテナ内に次条に規定する補助対象者以外の者の貨物が含まれていない事業(補助対象は、初めて第7条第1項の規定による申請を行おうとする日の属する年度(以下「申請初年度」という。)から連続する3か年度の間)の輸出若しくは輸入又は新潟県が定める県内港物流トライアル推進事業補助金交付要綱(令和6年4月1日実施。以下「県トライアル事業要綱」という。)に基づく補助金の交付決定を受けており、当該補助金の交付決定を受けた日が属する年度(以下「県トライアル決定年度」という。)の翌年度から連続する2か年度の間)の輸出若しくは輸入に限る。)をいう。
- (4) TEU 20フィートコンテナ1個分を1TEUに、40フィートコンテナ1個分を2TEUに換算して用いるコンテナ貨物の取扱量を示す単位をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象者」という。)は、外貿定期コンテナ航路を利用してコンテナ貨物を輸出又は輸入をする事業者(商社を經由して輸出又は輸入を行う事業者(以下「商社経由事業者」という。)を含む。)で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国内に本社を有すること。
- (2) 申請初年度から連続する3か年度の間において本補助金の交付を受ける場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 申請初年度に補助金の交付申請を行う場合

(ア) 申請初年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸出する事業者（以下「初利用事業者（輸出）」という。）

(イ) 申請初年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸入する事業者（以下「初利用事業者（輸入）」という。）

エ 申請初年度の翌年度（以下「申請翌年度」という。）に補助金の交付申請を行う場合

(ア) 初利用事業者（輸出）として補助金の交付を受けた事業者のうち、申請初年度の輸出量以上を維持する事業者（以下「継続利用事業者（輸出2年目）」という。）

(イ) 初利用事業者（輸入）として補助金の交付を受けた事業者のうち、申請初年度の輸入量以上を維持する事業者（以下「継続利用事業者（輸入2年目）」という。）

ウ 申請初年度の翌々年度に補助金の交付申請を行う場合

(ア) 初利用事業者（輸出）として補助金の交付を受け、申請翌年度に1TEU以上のコンテナ貨物を輸出した事業者のうち、申請初年度の輸出量以上を維持する事業者（以下「継続利用事業者（輸出3年目）」という。）

(イ) 初利用事業者（輸入）として補助金の交付を受け、申請翌年度に1TEU以上のコンテナ貨物を輸入した事業者のうち、申請初年度の輸入量以上を維持する事業者（以下「継続利用事業者（輸入3年目）」という。）

(3) 県トライアル事業要綱に基づく補助金の交付決定を受けた後、県トライアル決定年度の翌年度（以下「県トライアル決定翌年度」という。）から連続する2か年度の間において本補助金の交付を受ける場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 県トライアル決定翌年度に本補助金の交付申請を行う場合

(ア) 県トライアル決定年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸出した事業者で、かつ、県トライアル決定年度における実績報告書のうち直江津港利用分に記載した外貨貨物分の輸出量以上を維持する事業者（以下「県トライアル継続利用事業者（輸出2年目）」という。）

(イ) 県トライアル決定年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸入した事業者で、かつ、県トライアル決定年度における実績報告書のうち直江津港利用分に記載した外貨貨物分の輸入量以上を維持する事業者（以下「県トライアル継続利用事業者（輸入2年目）」という。）

イ 県トライアル決定年度の翌々年度に補助金の交付申請を行う場合

(ア) 県トライアル決定翌年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸出した

事業者で、かつ、県トライアル決定年度における実績報告書のうち直江津港利用分に記載した外貨貨物分の輸出量以上を維持する事業者（以下「県トライアル継続利用事業者（輸出3年目）」という。）

(イ) 県トライアル決定翌年度に直江津港から1TEU以上のコンテナ貨物を輸入した事業者で、かつ、県トライアル決定年度における実績報告書のうち直江津港利用分に記載した外貨貨物分の輸入量以上を維持する事業者（以下「県トライアル継続利用事業者（輸入3年目）」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助対象者とならない。

(1) 申請初年度の前3か年度において、外貨定期コンテナ航路を利用した輸出又は輸入（県トライアル事業要綱に基づき外貨定期コンテナ航路を利用するコンテナ貨物の輸出又は輸入を除く。）の実績がある事業者

(2) 申請年度において新潟県のコンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱（平成21年4月1日実施）又は県トライアル事業要綱に定める直江津港を利用したコンテナ貨物の輸出又は輸入に係る補助金の交付決定を受けている事業者
(補助対象期間)

第4条 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助対象期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までとする。この場合においては、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める直江津港の利用をするものとする。

(1) 前条第1項第2号ア(ア)、イ(イ)若しくはウ(ウ)又は同項第3号ア(ア)若しくはイ(イ)に該当する事業にあつては、補助対象期間内に船荷証券（船会社が貨物の引受けをしたときに荷主に対して発行する貨物の受取及び運送契約の内容を証する証券をいう。以下同じ。）が発行されること。

(2) 前条第1項第2号ア(イ)、イ(イ)若しくはウ(イ)又は同項第3号ア(イ)若しくはイ(イ)に該当する事業にあつては、補助対象期間内に定期コンテナ船が到着すること。
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、申請年度における外貨定期コンテナ航路を利用してコンテナ貨物を輸出又は輸入をする際に要する経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 初利用事業者（輸出） 1TEUにつき2万円とし、1事業者につき40万円を限度額とする。

(2) 初利用事業者（輸入） 1TEUにつき1万円とし、1事業者につき20万円を限度額とする。

(3) 継続利用事業者（輸出2年目）、県トライアル継続利用事業者（輸出2年目）、継続利用事業者（輸出3年目）及び県トライアル継続利用事業者（輸出3年目） 1TEUにつき1万円とし、1事業者につき20万円を限度額とする。

(4) 継続利用事業者（輸入2年目）、県トライアル継続利用事業者（輸入2年目）、継続利用事業者（輸入3年目）及び県トライアル継続利用事業者（輸入3年目） 1TEUにつき5,000円とし、1事業者につき10万円を限度額とする。

2 補助金の交付は、一の年度につき1回とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付申請書（第3条第1項第2号アに該当する事業者にあつては第1号様式、同号イ若しくはウ又は同項第3号ア若しくはイに該当する事業者にあつては第1号の2様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書）

(2) 商社経由事業者にあつては、輸出又は輸入に係る商社との契約書の写しその他契約を証する書類の写し

(3) 県トライアル事業要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合にあつては、当該補助金の交付の決定に係る通知書及び県トライアル決定年度に発行された直江津港を利用した内容が記載された船荷証券の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、申請年度の11月末日までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、提出期限を繰り下げることができる。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付
決定
却下
通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（変更等の申請等）

第8条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合には、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金
変更
承認申請書（第3号様式）によ
中止
り、市長の承認を受けなければならない。ただし、貨物量が減少する変更については、こ

の限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更を承認した場合は、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条第1項の規定により中止の届出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさないことが明らかとなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大事業支援補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業実績報告書（第3条第1項第2号アに該当する事業者にあつては第6号様式、同号イ若しくはウ又は同項第3号ア若しくはイに該当する事業者にあつては第6号の2様式）
- (2) 外貿定期コンテナ航路を利用したコンテナ貨物に係る船荷証券（商社経由事業者にあつては、商社が発行を受けた船荷証券）その他船会社が発行する直江津港利用実績を確認することができる書類の写し

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成19年10月3日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、平成19年度以後の年度分の予算に係る補助金の交付について適用する。
- 3 この要綱の実施の際、現に交付され、又は保有している改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ航路開設等支援補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修

正を加えて、改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ航路開設等支援補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

(上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援補助金交付要綱の廃止)

- 3 上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援補助金交付要綱（平成21年4月1日実施）は、廃止する。

(上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の実施の日前に決定された前項の規定による廃止前の上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月27日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際、現に交付され、又は保有している改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ航路開設等支援補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ航路開設等支援補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、現に交付され、又は保有している改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第9条の規定は、この要綱の実施の日以後に中止の届出のある補助金の交付について適用し、同日前に中止の届出のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月2日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(適用区分)
- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ利用促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、この要綱の実施の前に改正前の上越市直江津港外貿定期コンテナ

利用促進支援事業補助金交付要綱に基づき行われた年度区分ごとの補助金の手続については、改正後の要綱の規定により行われる当該年度区分ごとの補助金の手続とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号の2様式及び第6号の2様式は、当分の間、適宜、必要な修正を加えて、改正後の第1号の2様式及び第6号の2様式に相当する様式として使用することができる。

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

次のとおり、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付を申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 輸出	<input type="checkbox"/> 輸入
コンテナ貨物量	前3か年度における直江津港利用実績	今年度における直江津港利用見込み
	[年 度]	[年 度]
	TEU	TEU
補助金交付申請額	円	
算 定 根 拠	<input type="checkbox"/> 輸出 2万円/TEU × TEU = 円	
	<input type="checkbox"/> 輸入 1万円/TEU × TEU = 円	

備考 補助金の交付の可否を審査するため、関係機関等に対し、直江津港の利用実績等について照会する場合があります。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

次のとおり、上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付を申請します。

区分	□継続利用（2か年度目）		□継続利用（3か年度目）	
	□輸出		□輸入	
コンテナ貨物量	初利用(※1) 〔 年度〕 実績	継続利用 (2か年度目) 〔 年度〕 見込み・実績 <small>(どちらかを選択)</small>	継続利用 (3か年度目)(※2) 〔 年度〕 見込み	
	TEU	TEU	TEU	
初利用該当年度 補助金交付確定通知書(※3)	日付 年 月 日 文書番号			
補助金交付申請額	円			
算定根拠	□ 輸出 1万円/TEU× TEU = 円			
	□ 輸入 5,000円/TEU× TEU = 円			

※1 初利用には、新潟県が定める県内港物流トライアル推進事業補助金交付要綱（以下「県トライアル事業要綱」という。）に基づく補助金の交付決定を受けた日が属する年度を含みます。

※2 初利用から2か年度目の場合、3か年度目のコンテナ貨物量の記入は不要です。

※3 初利用該当年度に県トライアル事業要綱に基づく補助金の交付を受けている場合には記入は不要です。

備考 補助金の交付の可否を審査するため、関係機関等に対し、直江津港の利用実績等について照会する場合があります。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

□ 上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

上越市直江津港外贸定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付 ^{決定} 通知書
 却下

第 号
 年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市直江津港外贸定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付について、次の ^{と お り 決 定} したので通知します。
 理由により申請を却下

決定	区 分	<input type="checkbox"/> 初利用 <input type="checkbox"/> 継続利用（2か年度目） <input type="checkbox"/> 継続利用（3か年度目）
		<input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 輸入
	今年度における直江津港利用見込み	コンテナ貨物量 TEU
	補助金交付決定額	円
	交付条件	
却下	理 由	

第3号様式（第8条関係）

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金 ^{変更}承認申請書
中止

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の補助事業について、^{変更}の承認を受けたいので、
中止
次のとおり申請します。

区分	□初利用 □継続利用（2か年度目） □継続利用（3か年度目）	
	□輸出	□輸入
変更前	貨物量	TEU
	補助金の額	円
変更後	貨物量	TEU
	補助金の額	円
理由		

第4号様式（第8条関係）

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の補助事業の変更について、次のとおり承認したので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 初利用 <input type="checkbox"/> 継続利用（2か年度目） <input type="checkbox"/> 継続利用（3か年度目）
	<input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 輸入
変 更 貨 物 量	TEU
変 更 交 付 決 定 額	円

第5号様式（第9条関係）

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付け 第 号で決定した上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金の交付について、次の理由により交付決定を取り消したので通知します。

取 消 し の 理 由	
-------------	--

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金に係る実績を報告します。

区 分	□輸出 □輸入	
事業開始年月日	年 月 日	
事業終了年月日	年 月 日	
コンテナ貨物量	前3か年度における直江津港利用実績	今年度における直江津港利用実績
	{ , , 年度}	{ 年度}
	TEU	TEU
補助金交付決定額	円	
補助金実績額	円	

上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市直江津港外貿定期コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金に係る実績を報告します。

区 分	□継続利用（2か年度目）		□継続利用（3か年度目）	
	□輸出		□輸入	
事業開始年月日	年 月 日			
事業終了年月日	年 月 日			
コンテナ貨物量	初利用（※1） 〔 年度〕 実績	継続利用 （2か年度目） 〔 年度〕 実績	継続利用 （3か年度目）（※2） 〔 年度〕 実績	
	TEU	TEU	TEU	
補助金交付決定額	円			
補助金実績額	円			

※1 初利用には、新潟県が定める県内港物流トライアル推進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた日が属する年度を含みます。

※2 初利用から2か年度目の場合、3か年度目のコンテナ貨物量の記入は不要です。